

はじめに



食は、私たちが健康で豊かな生活を送るうえで一日も欠かすことのできない大切なものです。食の安全を確保することは、県民の皆様の暮らしを守るうえでは極めて重要な課題であり、県では「高知県食の安全・安心推進条例」を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

この条例に基づき、平成19年2月に「高知県食の安心・安全推進計画」（計画期間：平成19年4月～平成24年3月）を策定し、県民の皆様の食の安全・安心をめざし、総合的かつ計画的に取り組んできました。

その結果、一定の成果をあげることができましたが、事故米の不正流通や食品表示の偽装、腸管出血性大腸菌による食中毒の発生、放射線に汚染されたおそれのある牛肉の流通等食の安全・安心を揺るがす事件が後を絶たず、県民の皆様の食の安全性に対する不安が解消されたとはいえない状況にあります。

このような状況のなか、平成19年度からの5ヶ年計画の事業評価を行い、食の安全・安心をめぐる現状を再分析し、平成24年度からの5年間を計画期間として「第2次高知県食の安全・安心推進計画」を策定しました。

この計画では、次の3つの視点から食の安全・安心の確保に努めます。

- 1 県民の皆様の健康を守ることが最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- 2 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- 3 行政、食品関連事業者、消費者等全ての関係者の皆様の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

この計画の実行に際しましては、行政、食品関連事業者、消費者の皆様が、それぞれの責務や役割を果たし、お互いの信頼関係を築き、信頼と協働を進め安全で安心できる食生活の実現を目指していくことが大切です。県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました「高知県食の安全・安心推進審議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました県民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直

